



7月 活動の振り返り

デイサービスセンター（老人介護施設）における医療的ケアについて あらためて一部ですがお伝えします。

医師法第17条、歯科医師法第17条および保健師助産師看護師法第31条の解釈について（平成17年7月26日 各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知 医政発第0726005号）発信された通知より

医療機関以外の高齢者介護、障がい者介護の現場において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として「医療行為でない」と考えられるものとして

- ①体温測定
- ②血圧測定
- ③動脈血酸素飽和測定（パルスオキシメーター）の装着
- ④軽微な切り傷、擦り傷、やけど等の処置（汚物で汚れたガーゼ交換）
- ⑤皮膚への軟膏塗布（褥瘡の処置を除く）皮膚への湿布貼布、点眼、一包化された内服薬の内服（舌下錠の使用を含む）、肛門からの座薬の挿入、鼻腔粘膜への薬剤噴霧介助、爪切り、口腔内の清拭、歯ブラシや綿棒等による歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除くこと、ストマ装具のパウチ内の排せつ物を捨てる、パウチの交換（平成23年8月より可能）自己導尿の補助、等があります。

①～③の行為においては測定された数値を基に投薬の要否などの医学的判断は医行為であり事前に示された数値の範囲外の異常値が想定された場合は看護職員に報告するべきのものであり、医師等の判断が必要となります。

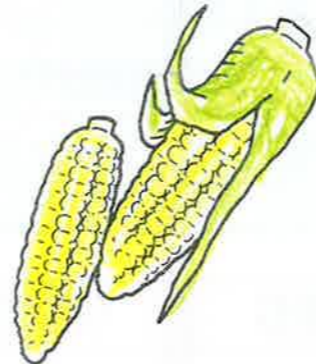
⑤に関しても容態が安定していること。医師や看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと。内服薬については誤嚥の可能性、座薬については肛門からの出血の可能性など、使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要がないこと条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。とされています。

あらためて、安心してご利用していただくためにご相談させていただきたく事があると思っておりますがよろしくお願いたします。

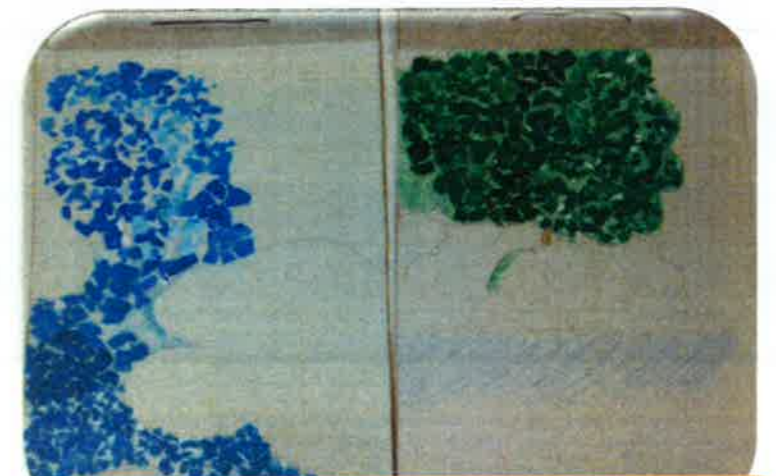
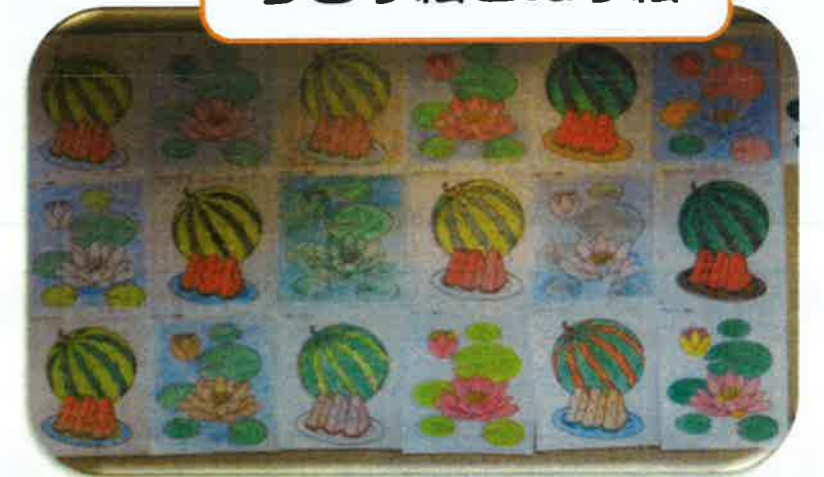
あさがお（製作）



スイカと睡蓮のちぎり絵とぬり絵



畑の収穫



おふろ壁画（製作中）